

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 1 日

愛知県後期高齢者医療広域連合長 広 沢 一 郎

愛知県後期高齢者医療広域連合規則第 6 号

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第 1 条 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成19年広域連合規則第11号）の一部を次のように改正する。

第21条第 1 項第 2 号中「参考人等」を「参考人、被害者参加人等」に改める。

(愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第 2 条 愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和 3 年愛知県後期高齢者医療広域連合規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第13条第 1 項第 2 号中「参考人等」を「参考人、被害者参加人等」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。